（資格者証の記載事項の変更等）

第十七条の三十六　資格者証の交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、三十日以内に、国土交通大臣に届け出て資格者証に変更に係る事項の記載を受け、又は新たな資格者証の交付を申請しなければならない。

一　氏名又は住所を変更したとき。

二　（略）

三　資格者証の交付を受けている者が建設業者の業務に従事している場合にあつては、第十七条の三十四第一項第三号に掲げる事項について変更があつたとき。

2　前項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十五号の六による資格者証変更届出書を、前項第三号に該当することとなつた場合においてはこれに第十七条の三十四第二項第二号に掲げる書面を添えて、これを提出しなければならない。

3　（略）

4　第十七条の三十四条第一項から第四項までの規定は、第一項の交付申請について準用する。

5　第一項の新たな資格者証の交付は、当該申請者が現に有する資格者証と引換えに行うものとする。

6　第一項の規定により交付を受けた新たな資格者証の有効期間は、その交付を受けた日から起算するものとする。

（資格者証の再交付等）

第十七条の三十七　資格者証の交付を受けている者は、資格者証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、国土交通大臣に資格者証の再交付又は新たな資格者証の交付を申請することができる。

2　（略）

3　第十七条の三十四条第一項から第四項までの規定は、第一項の交付申請について準用する。

（削る）

4　資格者証を亡失してその再交付又は新たな資格者証の交付を受けた者は、亡失した資格者証を発見したときは、遅滞なく、発見した資格者証を国土交通大臣に返納しなければならない。

5　汚損又は破損を理由とする資格者証の再交付又は新たな資格者証の交付は、汚損し、又は破損した資格者証と引換えに行うものとする。

6　第一項の規定により交付を受けた新たな資格者証の有効期間は、その交付を受けた日から起算するものとする。

（資格者証の有効期間の更新）

第十七条の三十八　法第二十七条の十八第五項の規定による資格者証の有効期間の更新の申請は、当該資格者証の有効期間の満了の日の三十日前までに新たな資格者証の交付を申請することにより行うものとする。

2　第十七条の三十四第一項から第四項までの規定は、前項の交付申請について準用する。

3　（略）

（準用）

第十七条の四十四　第十七条の二十三、第十七条の二十八、第十七条の三十二及び第十七条の三十三の規定は、指定資格者証交付機関について準用する。この場合において、第十七条の二十三中「法第二十七条の四第二項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法

（資格者証の記載事項の変更）

第十七条の三十六　資格者証の交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、三十日以内に国土交通大臣に届け出て、資格者証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

一　氏名、本籍又は住所を変更したとき。

二　（略）

三　資格者証の交付を受けている者が建設業者の業務に従事している場合にあつては、第十七条の三十二第一項第三号に掲げる事項について変更があつたとき。

2　前項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十五号の六による資格者証変更届出書を、前項第三号に該当することとなつた場合においてはこれに第十七条の三十二第二項第二号に掲げる書面を添えて、これを提出しなければならない。

3　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（資格者証の再交付等）

第十七条の三十七　資格者証の交付を受けている者は、資格者証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、国土交通大臣に資格者証の再交付を申請することができる。

2　（略）

（新設）

3　汚損又は破損を理由とする資格者証の再交付は、汚損し、又は破損した資格者証と引換えに新たな資格者証を交付して行うものとする。

4　資格者証を亡失してその再交付を受けた者は、亡失した資格者証を発見したときは、遅滞なく、発見した資格者証を国土交通大臣に返納しなければならない。

（新設）

（新設）

（資格者証の有効期間の更新）

第十七条の三十八　法第二十七条の十八第五項の規定による資格者証の有効期間の更新の申請は、新たな資格者証の交付を申請することにより行うものとする。

2　第十七条の三十二第一項から第四項までの規定は、前項の交付申請について準用する。

3　（略）

（準用）

第十七条の四十四　第十七条の二十一、第十七条の二十六、第十七条の三十及び第十七条の三十一の規定は、指定資格者証交付機関について準用する。この場合において、第十七条の二十一中「法第二十七条の四第二項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第